

市政構造改革 選ばれ続ける まちづくりのために



「歳入の自治」とは、地方分権の流れの中で、地方自治体が行うべきサービスの原資を、どこからどうやって調達するかを市民自ら決定することです。では、地方自治体が行うべきサービスとは何でしょうか。今では考えられないことですが、かつては個人の家の八チの巢除去までも税金で行っていたことがあります。市が税金を使って果たすべき役割とはどの範囲で、そのサービスの水準はどの程度までなのでしょう。シリーズの2回目は、行政の役割とサービス水準について提起します。

ご質問、ご意見は電話70・7702、ファクス70・7804、電子メールで企画調整課へ。

企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

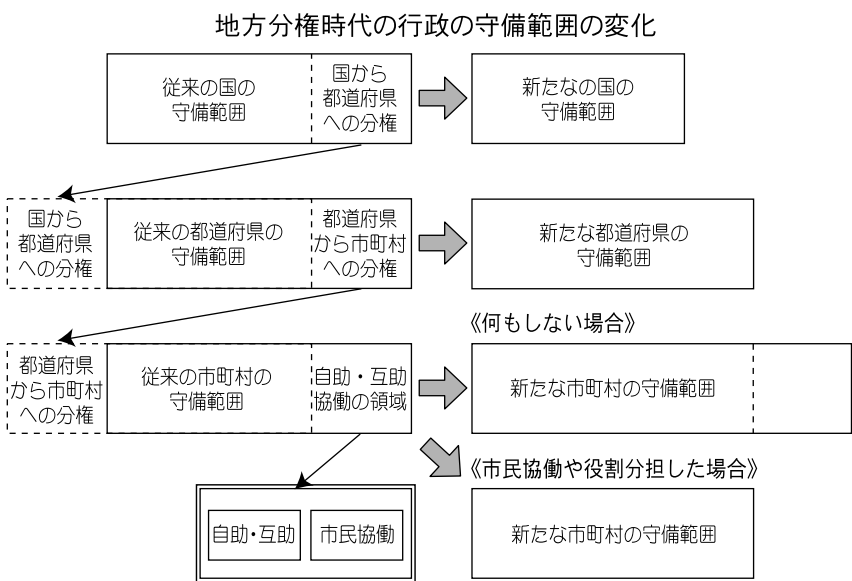
そして、12年4月から施行された地方分権一括法は、国の仕事を地方に委ねる機関委任事務制度を廃止し、国と地方の関係を大きく変える動きを作り出しています。この動きは、本来あるべき自治の姿に近づくことであり、地方自治体にとっては歓迎すべきことです。しかし、国は都道府県に、都道府県は市町村に権限を移譲することによって、自らの守備範囲を縮小ないし維持しようとするため、基礎的自治体である市町村は、そのままでは守備範囲が拡大し、従来の税収の仕組みのままでは行政運営の負担が極めて大きくなってしまいます（上図参照）。

表1 行政の役割、守備範囲の考え方

区分	事務の例示	
行政の役割の範囲	市が専ら直接事務処理を行うもの	・市民に対し強制的な効力を発生させる事務 ・組織・立法・財務等非権力的な事務
	公助の領域 市民福祉の増進のために市が直接事務を行うもの	・公益性が高い施設の整備 ・市民生活全般の安定・維持のための基礎的、かつ必需的な事務 ・法令に基づく社会保障など所得再配分的効果を目的とする事務 ・特定の状況に置かれている市民に対し供給する福祉的サービス ・民間市場が供給できない公益的なサービスで、公平性、公正性、中立性を強く必要とするもの、など
	協働の領域 市民福祉の増進のために市民または市民団体と協力して事務を行うもの 市は公共性・公益性の程度に応じて資源（資金・労力等）を負担	・上記以外の福祉的サービスや民間市場が供給できないサービスで、公助の範囲以外のもの ・市民の自主的活動に関するもので、便益が不特定多数にもたらされるもの ・啓発・啓もうもしくは育成に関わるもので、その初期段階を越えたもの ・市民福祉の増進を目的とした事業の実施、施設の設置・管理に係る事務で、公助と自助の中間領域に位置するもの
私の役割の範囲	互助の領域	・市民の自主的活動に関するもので、便益が特定個人、団体にのみもたらされるもの ・特定個人、団体、機関に便益をもたらすもので、選択的かつ私益性が高いもの
	自助の領域	・特定個人の利益、資産の形成・維持のためのもの ・民間市場が提供できるサービスで、私益性の高いもの ・個人の趣味・娯楽に属するもの

進む地方分権と三位一体改革

経済成長の果実の分配を基とした中央集権的統治は、右



市町村レベルにおいては、自前で自治体運営に必要な資金を調達できるのは数少なく、ほとんどの市町村は、団体の財源保障、団体間の財源調整の機能を目的とする地方交付税に依存する構造になっています。東久留米市も例に漏れませんが、しかし、この制度を維持する原資が減少してきて、制度自体が機能まひに陥っています。今までの国と地方の関係を原点に戻って仕切り直そうと

見直しが求められる行政の役割とサービス水準

17年度に向けて、3兆円規模の国から地方への税源移譲と、同額の国庫補助負担金の削減を行う方針を決定しています。このように、これからの国と地方の関係は、これまでの中央集権から地方分権へと大きく舵が切られています。東久留米市も、いや応なくこの変化に対応していかなくてはなりません。

歳入が右肩上がりに増加していた時期に「市民要望にこたえるため」として「コストや事業効果を十分吟味せず」に増加させてきた施策は、歳入が減少を続ける今、大胆に絞り込み、必要不可欠な施策に絞るべきです。地方分権はそれぞれの自治体で選択することが基本です。あまり意味を持たなくなり、また、何をどれだけ造ったかではなく、事業の目的が達成されたかどうかを重視する、という量から質への転換が必要になってきます。

つまり、前年度をそのまま踏襲することや、単に市民要望があるからという理由だけで多額の事業費をつぎ込むことはできません。歳出削減を行うとき重要なことの1つは、行政の役割や守備範囲はどこまでなのかという点です。もう1つは、市が税金を使って提供すべきサービスの水準は、負担と受けるサービスとのバランスを

行政の役割と守備範囲の考え方

考えて、市民自身が選択することになるといっています。

表2 東久留米市におけるサービス水準

区分	サービス水準	
国の施策	全国共通の基準または東久留米市を含む区域の基準があるもの	国の基準に準拠
	基準がないもの	施策の目的、意図に照らして必要、かつ市の実力に応じた水準
都の施策	全都的または多摩地域の基準があるもの	都の基準に準拠
	基準がないもの	施策の目的、意図に照らして必要、かつ市の実力に応じた水準
市の独自施策	国または都の施策に上乘せもしくは横出ししているもの	施策の目的、意図に照らして必要、かつ市の実力に応じた水準
	純粋な市の独自施策	施策の目的、意図を達成できる範囲の水準
	市長が特に必要と認めて行う施策	施策の目的、意図を達成できる範囲内で、市長が必要と認める水準

さて、子供たちは長い夏休みに入っていますが、この期間でなければできない経験をしてほしいと思います。そして新学期には一回り大きくなり、心身ともたくましくなって登校してほしいと思います。

わたしの見てある記

市長 野崎重弥

去る7月3日、「第54回社会を明るくする運動」の東久留米市におけるパレードが第七小学校から滝山球場までの間で実施され、市民の皆様約1500名の参加をいただきました。ゴール地点では、久留米中学校のブラスバンドの皆さんの演奏に迎えていただき、大変意義深い運動ができたと思います。この社会を明るくする運動は、法務省が主催し、犯罪の防止や罪を犯した人の社会復帰により理解を深め、明るい社会を構築していく運動です。わが国における犯罪発生件数は増加を続けていて、田無警察署管内においても例外ではありません。地域から不幸な事件や事故をなくすためには、地域の皆様のご理解とご支援が不可欠です。

市では「安心・安全まちづくり」を目指して、先住民の皆様の参加をいただき、条例制定に向けて懇談会を設置しました。地域の安全のために、活発な議論をお願いしたいと思います。